

令和 7 年度第 1 回厚生労働省公共調達中央監視委員会
(第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和7年6月26日（木） オンライン開催		
委員（敬称略）	第一分科会長 枝松 広朗	あおば公認会計士共同事務所 公認会計士	
	委 員 遠山 康	遠山康法律事務所 弁護士	
	委 員 小菅 瑠香	学校法人芝浦工業大学 建築学部 教授	
審議対象期間	原則として令和7年1月1日～令和7年3月31日の間における調達案件		
抽出案件	9 件	（備考） 「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。	
報告案件	0 件		
審議案件	9 件		
意見の具申または勧告	なし		
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問		回 答
	下記のとおり		下記のとおり

【審議案件 1】

審議案件名： 国立療養所大島青松園空調・給湯設備更新工事
資格種別： 建設工事－管工事（C又はDランク）
選定理由： 一般競争入札を実施している案件中、1者応札であり、低入札価格調査を実施しているため。
発注部局名： 国立療養所大島青松園
契約相手方： 有限会社K A Z U空調
予定価格： 17,634,599円
契約金額： 9,240,000円
落札(契約)率： 52.4%
契約締結日： 令和7年3月6日

(調達概要)

一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1 者の応札があり、有限会社K A Z U空調が契約の相手方となった。落札率は 52.4%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回 答
想定外に設計業務に時間を要したため短期間で可能な工事に変更したというのは、当初予定していたものよりも短い期間で工事できるように、工事の内容そのものを変えたということですか。	そのとおりです。
設計に時間を要したから工事内容を変えるとんでも、工事内容は設計に基づくものですよね。設計内容に合わせた工事になったということですか。	そのとおりです。当初、工事を予定していた範囲は園全体の建物のため園全体の設計を依頼していましたが、予算の関係上、11月頃に園全体ではなく一部の工事に変更になりました。そのため、急遽、短時間で工事ができる場所を探し、設計を依頼して入札を行ったところ です。
設計業務に想定外に時間を要したというよりも、当初は全体の工事を行うという想定でいたが、実はそれが違ったということですか。	そのとおりです。
工事内容の変更というのは、施設全体ではなく施設の一部ということで、工事の規模が小さくなったということでしょうか。	そのとおりです。 園全体の工事を行うと工事費が高くなり、予算が不足することが分かりました。そのため1棟の空調更新工事しかできず、工事期間も短く3月までに終わらせなければならず、急遽設計を見直し、入札を行ったところ です。
工事の内容が大きく変わって特殊な工事になったから、対応できる業者が限定されて一者応札となったというのではなく、短期間で対応できる業者がいなかったので一者応札となった	入札公告を行いました が、不調にならないよう資格がある業者へ電話をし、1か月間で行ってくれる業者をやっと見つけたところ です。施設は海が近いことから塩害

ということですか。一者応札の要因をどのように考えていますか。	仕様である必要があり、空調機が特殊仕様になるため、短い期間で特殊仕様に対応した物品の調達をできる業者が1者しかおりませんでした。
低入札価格調査についてですが、資料を見ますと、今回の入札価格は必ず落札したいという会社側の思いで算出された価格だろうと記載がありますが、低入札価格で応札した方は、大なり小なりそういう思いはあると思います。価格の検証というのは、応札者の動機も大事かもしれませんが、より重要なのは、調達目的を達成できるか、その金額できちんと工事をしてもらえるのかという点についてどのような検討が行われたのかだと思います。そのあたりをもう少し書いてくださると、我々としては検討しやすいので、今後そのように改めていただければと思います。 最後に、本省と部局の間で、全体なのか一部なのかという認識の相違がなぜ生まれてしまったのでしょうか。そこが今回の問題の原因ではないのでしょうか。	分かりました。 今回の予算は令和5年度から繰り越しをしたものとなります。当初、倍ほどの金額を本省に申請し、2年程前に本省からまずは半額を支給すると聞いていました。そのため、我々は半額ずつを2回に分けて支給されるという認識で計画を進めていたところ、11月頃に本省の担当者より支給は一度で終わりと言われ、計画に変更が生じたところです。
時間があれば解決できた、スムーズに進んだと捉えていいでしょうか。	はい。
仕様書を手交した業者数は2者になっていますが、もう1者はどういう理由で応札しなかったのでしょうか。	短期間で塩害仕様の物品、空調を調達することはできないと言われました。塩害仕様は特殊らしく、日数が掛かるという状況がありました。
もう一点、手持工事が今年は少ないため必ず受注したいというお話がありましたが、具体的になぜ安くなったのかは、その後、ヒアリングはされているのでしょうか。	今回、香川県高松市の公共工事が少なかったことから受注することができなかったとのことです。一方で従業員の給料を払わなければいけないから、利益より少しでも仕事をしたかったという事情があったと聞いております。
人件費が削られたりしていませんか。	人件費を削ることはない聞いています。受託者は以前にも施工実績があり問題はございませんでした。
分かりました。今回の設備設計をされた岡山県のA社も実績があるのでしょうか。	今回が初めてです。設計業者を探すのも大変で、香川県以外にも岡山県内の業者にも声がけしたところです。
予定価格の算定をするときに、参考見積りを取っているのですか。	A社が作成した予定価格の検証を行っているのみです。
予定価格調書の次ページにある工事費内訳書の機器設備の備考欄に見積比較という文言が記載されていますが、見積比較というのはどういう意味でしょうか。	工事費内訳書は予定価格に添付されているものですが、備考欄は、設計業者が積算する際にメーカーに見積りを取った根拠として、単価算出表等を記載しているので、本来、予定価格の内訳書から備考欄は消すべきものをそのまま記載していたということです。
空調機器設備本体だと思いますが、予定価格と低入調査の工事内訳書を見ると、工事内訳書は約3分の1の積算内訳になっています。予定価格が高すぎたのではないかという疑義がありますが、この辺についてはいかがでしょうか。予定価格の金額は定価なのでしょう。落札率が52%と非常に低いですが、理由の1つとして、機器本体の予定価格の設定の仕方が、余りに高すぎたのではないかとはいっていますが、いかがでしょうか。	設計事務所に確認をした限りでは、積算に当たっては、メーカー見積りを取って、それに掛け率を掛けているとのことです。請負業者の金額の算出根拠は私どものほうでは分からないところです。設計事務所の積算時の機器と請負業者が納入を予定している機器とが同じものであったということまでは確認したのですが、全く違うもので安いものを持ってくるのではないかということころはあったので、そこは間違いはないかどうかは確認いたしました。
分かりました。一者応札の理由なのですが、入札可能性のある事業者さんへのお声掛けとかはされたのでしょうか。	はい。厚生労働省の有資格者名簿に従って、声がけを行いました。
そうですか。今はそういう状況ではないという回答だったんですね。	はい。時期が悪かったと思います。
(分科会長の意見) ありがとうございます。それでは本件は以上となります。	

【審議案件２】

審議案件名： 国立療養所長島愛生園空調設備更新工事
 資格種別： 建設工事－管工事（A又はBランク）
 選定理由： 一般競争入札を実施している案件中、１者応札であるため。
 発注部局名： 国立療養所長島愛生園
 契約相手方： 五洋工業株式会社
 予定価格： 203,712,498円
 契約金額： 202,400,000円
 落札(契約)率： 99.4%
 契約締結日： 令和７年２月１８日

（調達の概要）

一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、１者の応札があり、五洋工業株式会社が契約の相手方となった。落札率は99.4%である。

意見・質問	回 答
資料を拝見しますと、「条件を拡大し再公告分」と記載がありますが、一度公告を取りやめて、競争を拡大するために参加資格を緩和して公告をし直したという意味なのでしょうか。	はい。経緯を説明します。 第12回公共調達委員会で承認をもらい、令和6年11月26日に入札公告、開札を令和7年1月21日としました。入札公告の掲示期間が令和6年11月26日～12月16日、営業日で14日間、掲示をしたところですが、入札説明書を取りに来る業者が、最終日の令和6年12月16日になっても1者もありませんでした。 当初の入札参加条件というのが、当園の空調設備更新工事が内装改修等の施工内容を含めて、施工対象とする各センター、管理棟、愛生会館の建物の延べ床面積で、約3,500㎡以上あったことから、施工実績も同じく3,500㎡以上を求めています。 また、それに加えて施工エリアを中心とする当園の各センター地区、入所者の生活場所の工事範囲が大半を占めることから、「医療施設又は老人福祉施設で、かつ建物延べ床面積が3,500㎡以上の空調設備更新工事を過去15年間で施工実績があること」ということで求めておりました。 しかし、応札希望業者がいなかったため、設計業者に入札の参加条件が厳しかったのではないかと意見を求めたところ、各センターの総面積は約3,500㎡でしたが、今回の施工は、居室の施工は数件あるのですが、廊下部分が大半で、その廊下部分を積み上げ直すと約2,500㎡になり、2,500㎡ぐらいに下げて再度公告を行えば参加業者もあるのではないかと意見をもらいました。 その意見を参考にして、課内で協議の上、2,500㎡以上より更に下げまして、2,000㎡以上という条件で令和6年12月18日に再度公告、開札を令和7年2月13日といたしました。 等級拡大ですが、管工事で予算が2億円のため、等級はA等級ですから、直近下位のBを入れてA又はBということで、等級拡大はしておりません。
分かりました。そのような努力、つまり競争性を高めるために、入札の参加資格を緩めてあげているわけですね。	はい。
しかしながら、結果的には一者応札になりましたが、空調設備の更新工事は業務内容が特殊なわけでもないですし、契約書を拝見すると契約内容も特に特殊性はないと認識しているのですが、この認識は正しいですか。	長島も大島も同じですが、離島にあるため、塩害があります。空調も塩害仕様の機器を使わないといけないというもので、納品自体も時間も掛かり、単価も高くなるという話は聞いていました。普通の空調よりは、手間も時間も掛かるのではないかと思います。

仮に用意すべき機材に特殊性があるとしても、それによって業者さんは限定されてしまうというような、特殊性ではないのではないかと思います。いかがでしょうか。	それはないと思います。
なぜ一者応札になったのか、今後、一者応札にならないよう工夫の余地があるのかを、検討して欲しいと思います。	分かりました。
今回、業務内容や契約内容に特殊性があるわけではなくて、たくさんある小中学校のエアコンの更新工事と重なってしまったものだから、本件工事に対応できるだけの業者の手が空いていなかったとも思いますが、そこはいかがでしょうか。	そのとおりです。業者からは技術資格審査に通るだけの人の手配がつかなかったと聞いております。
本件の調達の準備に入る時点で、多くの小中学校のエアコンの更新時期と重なっているというのは、認識されていたのでしょうか。	認識しておりませんでした。公告後にそのような話があると聞きました。
今後、同じような工事をする場合に今回のように多くの小中学校の同じ工事が重ならないければ、複数応札は見込めると考えてよろしいでしょうか。	はい。
予定価格の算出でB社が作った積算書を添付していただいています。基本的にはこれらを積み上げて作られているということですね。	はい。大臣官房会計課の工事積算における数値処理及び単価作成要領に基づいて作成しております。
こういう形で積算をすると、業者が入れる価格よりも低くなる人が多いと思いますが、何か改善できる点はありますか。今回はどうでしたか。	結果的に高かったのだと思います。
総合評価を使われていますが、審査員が評価する部分で、技術評価点があると思うのですが、何か著しく差が付いていることはなかったのでしょうか。	特になかったと思います。
分かりました。そうしたことが分かる書面も入れていただくようお願いします。	分かりました。
技術評価表は評価委員5名の平均値でしょうか。	そのとおりです。
20点という数字が入っているのですけれど、これは平均値でしょうか。	そのとおりです。
分かりました。入札状況調書ですが、価格の所の記載が、漏れているという認識ですか。それとも、不要だから書かなかったという意味ですか。気にしていなかったから書かなかった、書く必要なかったと、そういうことでしょうか。	確認します。
総合評価落札方式なので、評価値をきちんと書いて下さい。また、基準評価値以上ですか。	失礼いたしました。基準評価値以上です。
(分科会長の意見) 入札状況調書の最終版を後日送付して下さい。	

【審議案件３】 審議案件名： 国立療養所菊池恵楓園 2 病棟等解体工事 資格種別： 建設工事－解体工事（A又はBランク） 選定理由： 一般競争入札を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため。 発注部局名： 国立療養所菊池恵楓園 契約相手方： 有限会社幸明開発 予定価格： 57,257,000円 契約金額： 36,630,000円 落札(契約)率： 64.0% 契約締結日： 令和7年2月21日	
（調達の概要） 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、7 者の応札があり、有限会社幸明開発が契約の相手方となった。落札率は 64.0%であり、低入札価格調査を行った。	
意見・質問	回 答
落札率が低いですが、今回の結果を踏まえて予定価格の設定について、今後はこういう点に留意しよう、こういうことを工夫しようというのは、部局のほうで検討していますか。	今のところ検討はしておりません。
今回落札率が低かったのは、結果的にそうであったということで、今後、入札に関して、改善すべき点や検討すべき点というのは、ないということですか。	はい。応札者が7 者ありまして、予定価格の範囲に入っているのが2 者のみですので、予定価格は適正であったと判断をしています。
分かりました。資料の低入札価格調査の結果のところですが、到達目的を達成できるか、工事が問題なく終了するかどうかについては、事情聴取及び提出された資料により確認したとあります。 事情聴取や提出された資料については、資料の中にも含まれていますが、調達目的を達成できるか、問題なく工事が完了するかということを確認するためには、提出された資料やヒアリング結果をどういった観点から見ればいいのか教えて頂ければと思います。	資材の状況や自社で機材を用意できるというところ で、リースより安価でした。工事項目についても漏れがあるわけではなく、その辺りを確認して、相手も履行内容に問題ないということを確認し、契約しました。
工期は終了していますが、工事が無事完了したのでしょうか。	工期が短かったため、工期を延長し、現在も工事中となっています。
工事中とのことですが、これまでの進捗状況には特に問題は見られないという理解でよろしいでしょうか。	特に問題ありません。
工期が短かったので延長で工事をしているとのことですが、応札者の理由でしょうか。それとも、そもそも設定した工期が短かったことが理由でしょうか。	設定した工期が短かったということです。
その場合に延長した分の費用は、どこが負担するのでしょうか。	当方の都合で、まだ予算の繰越しの手続きが終わって いなかったため、公告時点で履行期限3 月としていました。 当然工期が短いと、応札者から工期についての質問が あり、各社に工期については適正な工期で延長しますと いうのを回答し、応札して頂きました。経費が増えるこ とは特にありません。
分かりました。応札者には全員説明があったということですね。応札価格がばらばらな印象ですが、どういうところで差がついてくるのか、調査はされているのですか。	おそらく今回解体工事だけではなくて、解体に伴う例 えば電気をつなぎ直したり、配管をつなぎ直したり、電 気や機械的な工事もあり、業者によっても、その金額 が変わってくると思います。他には先ほど説明しまし た、自社で解体のための機械を持っているか、リース するなどという条件で変わってくると思います。 また、処分場も自分のところで処分できる会社もある ようです。

今回はアスベストの建材もありましたし、廃棄物の不法投棄などの問題もあると思いますので、単純に安いところともいえないのではないかと考えてお聞きしました。確認はされているということですね。	処分場なども確認するようになっていいますので、問題ないかと思います。
低入札価格調査案件ですが、なぜ低入札になったかという理由が、低入札価格調査の内訳書の中に示されています。その中で現場管理費が予定価格の約 10 分の 1 になっていますが、これはどうなのでしょう。現場管理をしないのでしょうか。どのように認識されていますか。	ヒアリングのときにも確認しましたが、直接工事費を見ていただくと、予定価格に対して 90%程度です。工事は下請など安いところを探してそういう形にしたということで、経費のほうについても、会社的には十分やっていけますという話だったので、当方からもっと経費が必要だろうという話にはならなかったというところ です。
分かりました。今回の工期、完了日の遅れは現場管理が十分行き届いていないがために、工期が遅れてしまったということではないのですか。	ありません。
分かりました。この工事はまだ終わっていないのですか。	まだ工事中です。
いつ頃、完了する予定ですか。	10 月ぐらいの予定です。
履行期間が1か月という調達の内容になっていますが、そもそも話にならないような履行期間だったということですか。	そのとおりです。工期について入札時に質問があったので、適正な工期に延長することを説明しております。
工期が延長されるということは最初から分かっていたこと でしょうか。	繰越しの手続が間に合わなくて、工事が進んでいないのに工期を延ばして公告ができないということもあり まして、短い工期を設定していました。
分かりました。あまりいいことではないように思いますが、いかがでしょうか。	そのとおりです。本来は繰越手続をきちんと終えて、 正規な工期を取って公告をかけるべきだったと思いま す。時間がなくて申し訳ありません。
4月以降の案件にすべきだったという話ですよね。	はい。
それを前倒してやらざるを得なかった、何か理由があるの ですか。	次に新しく総合診療棟を建てるのですが、その工事に 影響を与えないようにということと、解体に伴って土壌 汚染調査が必要なので、その分遅れないようにというこ とで、できるだけ早くという形で、入札の手続をしたた め、こういう形になってしまいました。
分かりました。資料に、総合診療棟新築整備工事基本設計業 務とありますが、今回の解体工事と関連するのですか。	関連します。
本案件の工事が終わらないと診療棟の新築工事に入れない というのでしょうか。	はい。解体の跡地に建てるようになっているので、そ のようになります。
新設工事のほうも遅れてしまうということですね。	はい。そのためできるだけ早めに業者を決めたかった ところです。
分かりました。なぜこんなに解体工事が遅れてしまったの ですか。	設計業務の手続きが遅れてしまったのがあると思いま す。
(分科会長の意見) 分かりました。では、全体の調達のスケジュールについては、 きちんとクリアにさせていただいて、調達に入っていたければ と思います。	

【審議案件４】 審議案件名：国立療養所菊池恵楓園総合診療棟新築整備工事基本設計業務 資格種別：測量・建設コンサルタント等（Ａランク） 選定理由：一般競争入札を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため。 発注部局名：国立療養所菊池恵楓園 契約相手方：株式会社伊藤喜三郎建築研究所 予定価格：29,553,000円 契約金額：19,580,000円 落札(契約)率：66.3% 契約締結日：令和７年２月２６日	
（調達の概要） 一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、２者の応札があり、株式会社伊藤喜三郎建築研究所が契約の相手方となった。落札率は66.3%であり、低入札価格調査を行った。	
意見・質問	回 答
審議番号3の案件と同様、こちらの案件についても、予定価格の設定について、特に今後、何かこのような点を工夫して見ることが考えられるという検討事項は特にないという認識ですか。	国交省の基準で設計委託費を算出しています、見直す予定は今のところありません。
分かりました。審議番号3の案件と違って、こちらは、まだ当初の契約期間内なわけですが、このような案件については、進行状況などの進捗は確認するものなのでしょうか。	はい。
これまでのところ、特に問題なく進捗しているというところでしょうか。	はい。
国交省の算定を使ったということは、予定価格は設計事務所も算定根拠があるということを知っているのでしょうか。	ある程度は分かると思います。
最近では施工会社が見つけにくいということが問題になっていますが、施工業者の選定に対して何かされていますか。	今のところは、特に何もしていません。
分かりました。使用開始時期は厳密に決まっていますのか。	予定では令和9年度中に完成させたいというところですが。
既に解体が少し遅れていて、設計は進んでいるとのことですので、施工業者選定のために少し余裕をみて進められたほうがいいと思います。 基本計画図のようなものがありますが、どこが書いたのですか。	園のほうで用意して、このような間取りでというのを渡して詳細設計をするという形です。
コンサル企業が入っているのですか。	入っていません。
分かりました。応札者が描いているケースもあるので、お聞きしました。元設計はどちらですか。その前の建物は今と同じですか。	違います。
国交省の基準が出ていますが、工事費は何の数字を使っているのでしょうか。	工事費は予定額を使っています。
基本設計がまだできていないですね。	概算見積りのものを入れています。
先ほどの基本計画で、外部で予算見積りを取っているということですか。	そのとおりです。
設計業務委託料算定書ですが、諸経費と技術料等経費、諸経費のほうが1,200万円、それから技術料等経費が350万円で予定価格が算定されておりますが、低入札価格調査資料の諸経費、技術等経費の算定式を見ると、最後に0.6を掛けています。設計業務委託料算定書のほうは掛けていないですが、国交省から出している計算の明細をどう読み込めば掛けたり掛けなかったりするのかわせて下さい。	ヒアリングで確認し、議事録には載せておりませんが、伊藤喜三郎建築研究所はAクラスで、病院などの実績もあり、経験のある技術者もおられますので、通常の設計の工数よりは少なく済むということで、0.6を掛けていたという説明を聞いています。
分かりました。国交省から出されているこの文章には合致しているのですか。	設計事務所の判断で、国交省の計数よりも少なくてもいいということで、応札したようです。

(分科会長の意見)

全体の調達スケジュールについては、クリアにしてい
て、調達に入っていただければと思います。

【審議案件５】 審議案件名： 国立療養所菊池恵楓園高木伐採業務 資格種別： 役務の提供等－Ｂ、Ｃ又はＤランク 選定理由： 一般競争入札を実施している案件中、再委託1/2以上であるため。 発注部局名： 国立療養所菊池恵楓園 契約相手方： 株式会社タカギ印刷 予定価格： 4,433,000円 契約金額： 1,232,000円 落札(契約)率： 27.8% 契約締結日： 令和7年1月6日	
(調達の概要) 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、7者の応札があり、株式会社タカギ印刷が契約の相手方となった。落札率は27.8%である。	
意見・質問	回 答
落札者は再委託先に、どの範囲の業務を再委託するのでしょうか。	伐採業務です。
全部ということですか。受託した高木伐採業務を全て再委託するのでしょうか。	区分けとしては、現場と書類関係のようになると思います。
落札者から、再委託先は公共・民間問わず20年以上の業界経験があるため履行可能と申告してくださっていますが、この点については部局でも確認はしましたか。	はい。
今回、複数の応札になっていますが、予定価格に比して応札価格の低い応札者が落札者以外にも複数おり、予定価格と応札価格に一定の乖離があったと見受けられます。なぜそのような現象が生じたかという要因は何か分析しておられますか。	詳しい分析はしてないですが、今回、予定価格を決定するのに2者ほど見積りを取りまして、それを基に予定価格を作成しました。 実際に仕事をやる上で、樹木ですので、大きな木もあり、例えばクレーンを使うなど、細かい伐採の方法までは指定しておりませんので、そのような点が業者によって違うのではないかと思います。
再委託をされた業者は、要件に適合しないから直接応札することはできなかったということですか。この役務の提供等(B、C又はDランク)に入っていないということでしょうか。	そのとおりです。
123万円で落札していて、90万円が委託先に行ってしまうと、しかも、契約業者は京都で、委託先が熊本になると、どうしても中抜きのように見えてしまいます。その点をもう少しクリアにできなかったのでしょうか。	契約前に、他に同様の実績はあるのか聞いたところ、同じ下請を使って同様の業務をした実績がありますということでしたので、それであれば、単に安いから駄目だというのは言えないと思いました。
業務はきちんとやってもらえそうだということですね。	はい。名簿には役務の提供等で登録されていまして、会社名で駄目だとはできないので、参加する意図があるのであれば、排除することはできないと考えたところです。
分かりました。再委託されている側にとって、業務に対して安すぎるということはないのですか。	下請の人とも話をしたのですが、特に問題はないとのことでした。
再委託については完全な丸投げではないのですか。印刷会社については、この伐採に関するノウハウはないわけですね。	そのとおりです。
全て下請に任せて、契約業者は何をされるのでしょうか。	工程表の作成や契約関係の業務をされていたようです。
周辺の事務作業をされるということですね。しかし、これを一括再委託と言わず、他に一括再委託があるのかというほどの案件だと思いますが、いかがですか。	再委託の金額が50%以上を超えたら出しなさいという基準はありますが、どのような場合は駄目かという点をはっきりしないので、こちらとしては実績があつて仕事もできるし、安いのであれば駄目だと言えないところだと考えておりました。
悩ましいところではありますね。	何パーセントを超えているから駄目ですという基準があれば、基準でこうなっているから駄目ですという話は

	できるのですが、基準もなく実績があるのに、なぜ駄目なのですかと言われたときに、こちらが回答できないというところもあるのかなと思います。
一括委託に当たるかどうかのメルクマールとなるものが、業務の本質的なところをタカギ印刷さんができるかどうかということだと思います。今回の案件については全くノウハウがないということであれば、もう完全に仲介されているというように理解をするほうが、事実即理解なのではないかと思いますが、いかがですか。	その部分も、今回が初めてのケースで、今まで下請を使ったやり方をしたことがありませんということであれば、それはちょっと話になったと思いますが、すでに何件か実績もあると言われるので、なかなか、難しいと思いました。おっしゃることは当然、そのとおりだと思いますが、駄目だというほど明確な理由がありませんでした。
基準が明確ではないと、そういうことですね。	何か最初に示していれば、ここに当たるので駄目ですよと言えるのですが、基準も示していないので、そういう理由ではねるのが難しいのかなと思っています。
(分科会長の意見) 再委託については、申請書を出していただいて、内容を十分検討してくださいという制度設計だと思うのですが、検討した後はどうジャッジをするかということについては、担当の部署で判断をしていくということですが、明確な基準がない限りは今回について過去の実績もあり、事業遂行に問題がないのではないかと認めたという話ですね。分かりました。では終わりにします。ありがとうございました。	

【審議案件 6】 審議案件名： 昭和館PAC室内外機更新工事 資格種別： ー 選定理由： 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性等について、確認する必要があるため。 発注部局名： 大臣官房会計課 契約相手方： 株式会社井上設備計画 予定価格： 7,557,000円 契約金額： 7,260,000円 落札(契約)率： 96.1% 契約締結日： 令和6年12月27日	
(調達の概要) 予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約を行った。	
意見・質問	回 答
室内外機の更新工事ですと、業務の内容や契約の内容には特に特殊性がないと認識しているのですが、この認識は正しいでしょうか。	業務に特殊性はありません。
当初の入札が不落となり、不落随契にも至らなかったというのは、工期が年末から年度末という、一般的な繁忙期に掛かってしまうというのが最大の原因と考えられるのでしょうか。	その観点もあると考えております。昭和館という建物が7階建てになっており、室外機が屋上にある形になっております。応札した業者と話をしたところ、どうしてもクレーン車を使って、つり上げて室外機の撤去等を行ななければいけないというルールがあるらしく、我々の積算が、余り大きくない室外機だったため、7階まではエレベーターで行って、あとは人力でいけるのではないかという形で積算を組んでいたのですが、その業者はその手法は取れないということで、クレーン車とかを使うと、どうしても単価が上がるということもあって、その業者は契約できないという話になりました。実際、契約した業者会社は、手動でもやりますということだったので、この価格で落ち着いたと認識しているところです。
金額的に折り合わなかった業者で、ルールという言葉が出ましたが、それはその業者の社内ルールですか。	電話で話を聞いたところ、そのようになっているので、そこを曲げることはできないというようなお話を頂きました。
7階建て建物の屋上の室外機の交換というところにも、もしかしたら制約があったのかもしれないということでしょうか。	はい。若干、その要素はあるのではないかと考えております。
分かりました。今回の契約相手方は、こちらからの声掛けによって2者が応じてくれて、金額的に折り合ったということですが、当然、業務遂行能力には問題がないからこそ、お声掛けされたと思います。業務遂行能力の有無は、どのようにチェックされたのでしょうか。	仕様書の中で、これまでの実績などを出してくださいという形にしておりましたので、そういった書類を通じて確認をさせていただいているところです。
随契のことだけではなくて、入札の不落も含めて、今の話だと、予定価格が低すぎたのがうまく回らなかった原因になるのですか。	そのとおりです。この工事に至る前に設計の業務をしておりますが、その中で、幾つか見積りを取って適切な予定価格を我々のほうで算出させていただき、今回、C社は予定価格を超える高い金額で出してきたので不落になったという認識です。 また、クレーンもOKという見積りを作っていれば、C社でOKだったのだとは思いますが、今回の場合、そんなに大きくないので、そこまでは必要ないだろうというのが厚生労働省側の判断だったということです。
当初の設定が間違っていなければ、今回うまくいったと判断していいということですか。	間違っていたという認識までは我々は持ってはいません。確かに、そのクレーンまで含めていけば、もうその段階で、競争入札の形で終わっていたということにはなると思います。

分かりました。再発防止まで考える必要があるのか、単純に今回はクレーンまで考えていなかっただけという話なのか、どちらなのかということをお聞きしました。	不落随契調整先を見付けられたことを考えると、もっと声掛けをすればよかったのではないかと、いろいろな業者へもっと声を掛ければよかったのではないかとという反省はしております。
今回、随契になった業者は、今までにも契約があった業者ですか。	援護局という単位では、今までお付き合いのなかった所にお声掛けをした形になっております。
無理をして金額を収めてくれたというわけではなく、普通に受けてくれたということですか。	はい。肅々と出していただいて、達しなければ達しないではないというような話はした記憶があります。
入札を再度行うというジャッジは検討をされたのですか。	はい、再度入札を行いました。締切りも設定して先方にも通知したのですが、先方から辞退の連絡がありました。
(分科会長の意見) それで随契のほうに移行されたということですね。分かりました。ありがとうございました。	

【審議案件 7】 審議案件名： 国立医薬品食品衛生研究所医療機器部ホームページリニューアル業務 一式 資格種別： 役務の提供等－B、C又はDランク 選定理由： 一般競争入札を実施している案件中、落札率が低いため。 発注部局名： 国立医薬品食品衛生研究所 契約相手方： 酒ストリート株式会社 予定価格： 2,934,800円 契約金額： 836,000円 落札(契約)率： 28.5% 契約締結日： 令和7年1月23日	
(調達の概要) 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、7者応札があり、酒ストリート株式会社が契約の相手方となった。落札率は28.5%であった。	
意見・質問	回 答
この種の業務については、予定価格の設定が大変難しいと思います。今回、参考見積りを取得して、参考見積りに基づいて予定価格を設定されていると思いますが、参考見積りを提供してもらう業者の選定基準のようなものはありますか。	入札説明会に参加した業者に参考見積りを依頼しました。
分かりました。仕方のないことかもしれませんが、本件のように、落札率が結果的にかなり低いものとなったことを踏まえて、今後、予定価格の設定の仕方、あるいは参考見積りの取得の仕方について、何か工夫の余地はありますか。それとも、蓋を開けてみるまで分からない、仕方がないというものですか。	今回は、蓋を開けてみたらという状態でした。今回の調達は7者の応札がありました。資料を見ると、今回落札した業者が明らかに低い金額になっています。やはりどうしても契約を取りたいという気持ちがあって、大分値下げをさせていただいているような状態でした。落札者以外の応札金額を見ると、当方の予定価格は妥当だったとは思っております。
納入は終わっているのでしょうか。	終わっております。
求めていたようなホームページリニューアルは完成したという状態だったのでしょうか。	はい。
契約締結前に、落札者の業務遂行能力は何らかの形でチェックされているのですか。	はい。開札後、やはり金額が大分低かったので、一時保留して、書類の再チェックや納入実績を確認いたしました。
見積りも内訳も見ましたが、今回のホームページのリニューアルで、特段何か、特別な技術は必要だったのでしょうか。	特別な技術は必要としておりませんでした。
Webサイトが作れる所ならどこでも応札できるということですか。	はい。
低入札価格調査は必要ない案件ですが、非常に落札率が低いということでした。契約をするとき、入札日と契約日が同日で、特に入札日から何日か空けて、調査の時間を取って契約をしたということではなさそうですが、入札価格の内訳書は取られたのですか。	書面では取っていませんが、担当者から内訳を聞き、問題ない旨を確認しております。
(分科会長の意見) 分かりました。こういったものは非常に重要なことですので、文書にして残しておいていただいたほうがいいと思います。ありがとうございました。	

【審議案件 8】 審議案件名：バナナ中のクロルピリホスの残留実態調査 資格種別：役務の提供等－A、B又はCランク 選定理由：一般競争入札を実施している案件中、落札率が低いため。 発注部局名：国立医薬品食品衛生研究所 契約相手方：株式会社食環境衛生研究所 予定価格：3,927,000円 契約金額：979,000円 落札(契約)率：24.9% 契約締結日：令和7年2月4日	
(調達の概要) 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、3者の応札があり、株式会社環境衛生研究所が契約の相手方となった。落札率は24.9%である。	
意見・質問	回 答
審議番号7と同じ質問になってしまいますが、予定価格の設定は、参考見積りを取得して、それに基づいて積算したということですか。	はい。
参考見積りを提出していただく業者は、どのような基準で選ばれているのでしょうか。	今回、成熟バナナについて、クロルピリホスという有機リン系殺虫剤が、バナナの皮と可食部にどれだけ残っているかということを調査するものですので、残留物濃度の実態調査ができる業者に見積りをお願いしたところです。
そのような調査能力を持っている業者かどうかというのは、部局にはリストなどがあるのでしょうか。	研究部のほうで、調査可能リストなどがありまして、そのリストの中から見積りをお願いしているということです。
分かりました。こちらの案件につきましても落札率がとても低いです。落札率が低いことを踏まえて、業務遂行能力に問題がないか、調達目的をきちんと達成できるかということは、どのような確認をされたのでしょうか。	入札説明会に落札業者が参加しており、落札業者からこの調査を行うに当たって、試料調製や抽出保管、生成、分析を行うことになっていたのですが、生成については自動生成装置を用いて調査してもいいかという質問がありました。我々の方から、その自動生成装置を使用しても構わないということを回答しているところです。そのため今回、入札額が低額でも履行が可能であると判断をしているところです。
分かりました。自動生成装置とは何ですか。	通常、人の手で生成作業を行うところを機械で仕掛けることによって、特に技術を習得した者でなくても、一定の生成操作が可能になるものになります。
人の手を煩わさない、人工的な発想をすると、その分、費用が抑えられる装置と考えればよろしいですか。	はい。
今回のように落札率が低いことを踏まえて、予定価格の設定や参考見積りの取得方法について、何か工夫があり得るかを、部局で検討されていれば教えて下さい。	特に検討はしていないところです。 先ほどの低価格入札になったことを少し補足してもよろしいでしょうか。
お願いします。	実際には本当に実施できるのかと心配になるほど低い価格でした。分析業者としては、弊所が食品関係の業界では有名などころがあり、弊所の試験を実施したということが1つの実績となるため、恐らく実績目当てで応札されたと思われます。 もう1点は、試験を実施する場所の問題がございます。業者としては場所を空けているよりは、低価格でもいいから、機械等を稼働させたいという思いがあり、価格をより一層下げているという可能性がございます。 予定価格の設定としては一定の基準が必要かと思っておりますので、その一定の基準を確保するためには、あ

	る程度の人件費、設備費、それらを考慮しても、今回の予定価格としては高かったのではないかとは思っておりません。今回の案件につきましては、この業者がそういう機械をお持ちであったというだけではなく、特に今回初めて落札した業者でございますので、恐らくそういう事情もあり、この低価格で応札されたものと私どもは考えております。この案件を見て、予定価格の積算方法を見直すというよりは、今回は特殊な事例であったと判断しております。
分かりました。部局で当然されていると思いつつも、念のため申し上げますが、どうしても落札したいとか、ここの場所を空けておくよりは、少しでも仕事になったほうがいいというのは、特に低い金額で応札する者が述べる理由だとは思いますが。だからといって、調達目的が達成できるとは限りませんし、無理して取ってくることで、そのしわ寄せとして、労働者の方にきちんと賃金が支払われないなどという事態には決してならないようなチェックだけはお願いしたいと思います。	もちろんでございます。今回は入札後に契約金額の内訳書を徴収しておりまして、おそらく利益はないけれど、人件費等、設備費等でおおよそ終わってしまうと推測しております。今後も、本件に限らず、そのようなチェックは引き続き対応してまいります。
おそらく実績目当てではないかということと、ラボが空いているともったいないというお話でしたが、せっかく落札された業者ですので、ヒアリングという形で、業者の口から話を聞いて書面で残していただくということが大事だと思います。 もう一点、予定価格について、参考見積りを出して下さっている2者の内訳が全て「一式」となっていますが、そのようにしか書けないのですか。	はい。どちらもあくまで概算で頂いているところがございます。こちらの会社に限らず、このような試験系は、「一式」と出されるところが多いのが一般的です。
分かりました。先ほどの話で自動生成装置というのがありますが、もし生成方法によって大きく価格が変わることが分かっているなら、見積りのときに、どのような方法を使うなど少し記入してもらおうほうがいいのではないのでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。弊所の関係者からも仕様書の時点で自動生成装置を明記するなど、若しくは試験によっては自動生成装置を使わないほうが、さらに適正な結果が得られるものもありますので、そういう場合は、案件によってきちんと明確にしたほうが、見積もる側としてもお答えしやすいという意見が出ました。今後そのように改善させていただければと思います。ありがとうございます。
履行期間が今年の3月14日までですが、調達の目的は十分達成されたのでしょうか。	調査は無事に終了しています。こちらの事業は消費者庁からの委託事業でございましたので、消費者庁に報告書として提出させていただいております。
(分科会長の意見) 分かりました。ありがとうございました。	

【審議案件 9】 審議案件名：食品衛生法第 28 条第 4 項の規定に基づく収去食品（農産食品の残留農薬）の検査業務委託（単価契約） 資格種別：－ 選定理由：随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性等について、確認する必要があるため。 発注部局名：福岡検疫所 契約相手方：一般財団法人新日本検定協会 SK 阪神分析センター 予定価格：2,552,000 円 契約金額：2,552,000 円 落札(契約)率：100.0% 契約締結日：令和 7 年 1 月 21 日	
（調達の概要） 予算決算及び会計令第 99 条の 2 に基づく随意契約を行った。	
意見・質問	回 答
今回入札の準備をするに当たって、その時点では調達しようとしている役務について、検査法はまだ確立されていない分野の検査だということは、部局では認識されていたか。それとも、不調になって、なぜ不調になったのかというヒアリングをしている過程で、検査法が確立されていないということが判明したのでしょうか。	本件を、他の検査項目と合わせて 6 月頃に入札を実施する予定でしたが、その段階では検査法が確立していなかったもので、一旦入札から外して、検査項目が 10 月頃に確立する予定であるという検査機関が見つかったので、12 月に、本件の調達を実施しました。
今回の公告を行った時点では、検査方法は確立されているであろうという見込みの下に公告を行ったということですか。	本件の入札を行った時点で、検査法は確立されていました。しかしながら、検査法を確立した検査機関は、等級の関係で応札できなかったということになります。
分かりました。当初から A 等級にまで要件を緩和して入札することは難しいのでしょうか。	等級拡大を検討しました。本調達を行うことを 12 月に決定し、本省への等級拡大の手続きを行うと入札公告が早くても 2 月になってしまい、年度内に履行することが難しくなることから、等級拡大の協議を経ずに BCD ランクで入札を実施しました。
随意契約の相手方は、検査方法が確立されている業者だからこそ随意契約したわけですが、その検査方法が契約相手方においては確立しているという点は、どのように確認したのでしょうか。	本省から、今回の随意契約の相手方が、10 月頃に検査法を確立する予定であると聞きました。
今回の件は、できる業者は 1 者しかいないということになるのですか。もともと 1 者しかいなかったということになるのですか。	そのとおりです。
わざわざ入札する必要があったのか、もう 1 つは、参考見積りも随意契約の相手方から提出があり、そのまま契約になっているので、参考見積りの価格が妥当かどうかを判断する方法がないような気がするのですが、どのように対応されたのでしょうか。	検査単価の積算というのは、専門知識が必要であり、予定価格を独自に積算するのは難しく、市場価格調査で予定価格を立てる必要があることから、唯一検査法が確立している業者から見積りを徴取したところです。
この業者に聞くしか今はないということですか。	はい。
今後の対策のようなものはありますか。また、次回も同じようなことになるのでしょうか。	今年度契約を実施したので、来年度以降は、今年度実施した価格を参考に予定価格を積算する方法があると思います。契約の相手方の決定方法については、一般競争ではなく公募を実施することとも考えられると思います。
今回の入札は 2 回行われたということですね。	6 月に 1 回目の入札を実施した時は、今回随意契約をしたカルボスルファンについては、見積提出不可という回答がありましたので、6 月に実施した入札のときには最初から外していました。純粹にカルボスルファンの入札に関しては、1 回だけ行っております。
分かりました。不落随契を前提にした一般競争入札という理解でよろしいですか。手続的に特に問題はないと思います	結果的にはそういう理解となってしまいます。

が、当初から不落になることは分かっていたという理解でいいのですか。	
分かりました。随意契約と価格交渉については、ワンセットで考えたほうがいいと思います。見積書どおりに随意契約の価格決定がされているようですが、価格交渉については何か考えていなかったのでしょうか。	価格交渉は、随意契約の段階で提示いただいた見積書から、もう少し下がりませんかと交渉しましたが、業者から無理ですという話がありました。
先ほど私は今回のカルボスルファンについて、入札を行った時点では、この頃には検査方法が確立しているであろう業者がいるという前提で入札したと聞きましたが、違うのですか。	そのとおりです。
不落になるということが前提にあったのですか。不落が分かっているという入札したということですか。A等級の人しかいないから、不落というのは分かっていたということになるのでしょうか。	はい。まだ私たちが知らない業者がもしかしたらいるかもしれないと思い、入札公告を行いました。
分かりました。10月頃にはある業者で検査方法が確立されているであろうという情報があり、そうであるならば、皆さんが御存じない業者でも確立されているかもしれないから、もしかしたら、どなたかが応札してくれるかもしれないということがあったのですね。	そのとおりです。
(分科会長の意見) 分かりました。これで審議については終了させていただきます。	

4 4 都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
電話 03-5253-1111（内 7966）